

8-2 いじめ防止基本方針

生駒市立生駒南小学校

令和7年4月

1. はじめに(学校の方針)

何より学校は、児童が教職員や周りの友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が、大切にされているという実感を持ち、互いに認め合いながら、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる学校づくりを進める。

2. いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

(平成25年度 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、日頃からささいな兆候を見逃さないように努める。いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、早い段階から積極的に、学校全体で組織的に対応していく。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、日ごろから児童を見守り、信頼関係の構築に努める。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と連携して、解決にあたる。
- ⑤学校、家庭、地域や関係機関が協力して指導にあたる。

3. いじめの問題への取組

□未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

また、「命の大切さ」や「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「いじめの当事者」であり、いじめに荷担しているということを理解させる。

- (1) 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- (2) 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や成就感を育むとともに、「わかる」授業づくりに努める。
- (3) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さを実感させたり、相手を思いやる心の醸成を図ったりする。
- (4) SNS を介したいじめが増加していることから、情報モラルについて、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットを介した「ネット上のいじめ」の加害者、被害者にならないように指導する。

□早期発見

- (1) いじめアンケートや教育相談を定期的実施(年2回)し、児童の小さなサインを見逃さないようにする。
- (2) 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について、相談しやすい環境を整える。
- (3) いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

□早期解決(いじめに対する措置)

- (1) いじめの発見・通報を受けたら、担任教師など特定の教師のみがかかえこむことのないよう、校長をはじめ関係教職員でチーム(関係者会議)を組み、対応する。(別紙「いじめ対応マニュアル」参照)
- (2) 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害児童には、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやSSW等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- (5) 問題が解消したと判断できた場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- (6) いじめが起きた集団(グループや学級集団等)へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- (7) インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察等と連携して行う。

4. いじめ問題に取り組むための校内組織

本校では、いじめ防止対策組織として、「いじめ緊急対策会議」を設置する。

(1) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・担任・学年代表・関係教職員・養護教諭・スクールカウンセラー・SSW 等で組織する。

(2) 「いじめ緊急対策会議」の役割

○「生駒南小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・実施後は必ず、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

○教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「生駒南小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

・いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

5. 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「いじめ対応マニュアル」に基づいて対応する。
- (2) 重大事態については、「緊急対策会議」「緊急職員会議」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

6. その他

(1) 保護者・地域との連携

・学校の「いじめ防止基本方針」を学校のHPに掲載し、保護者や地域住民に周知する。

・個人懇談や教育相談だけでなく、学校行事や学年行事、授業へのボランティアなど、保護者や地域の方が来校する機会を増やす。保護者や地域の方に、学校の教育活動を見ていただいたり、学校と懇談したりすることで、連携を深めていく。

・学校だよりやホームページを通して、いじめ防止の取組状況を発信する。

(2) 学校の取組に対する検証・見直し

・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA(Plan→Do→Check→Action)サイクルで見直し、実効性のある取組になるよう努める。